

改正

平成21年7月6日条例第16号

平成27年3月27日条例第7号

平成29年6月30日条例第63号

(目的)

第1条 この条例は、市内における企業立地の支援に関し必要な事項を定めることにより、本市の産業の基盤強化と持続的な発展及び市民の雇用機会の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定事業者 次に掲げる事業のいずれかを行う者をいう。

ア 製造業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類Eの製造業をいう。）

イ 情報通信業（日本標準産業分類に掲げる大分類Gの情報通信業をいう。）

ウ 学術・開発研究機関（日本標準産業分類に掲げる大分類Lの学術研究，専門・技術サービス業のうち，中分類番号71の学術・開発研究機関をいう。）

エ アからウまでに掲げる事業に類すると市長が認める事業

(2) 工場等 特定事業者が前号の事業の用に供する工場その他の事業所をいう。

(3) 新設 特定事業者が市内における事業の拡充を目的として市内に工場等を新築若しくは購入により設けること，又は工場等に償却資産（第1号の事業の用に供するものをいう。以下同じ。）を購入により設けることをいう。

(4) 増設 市内に工場等を有する特定事業者が，市内における事業の拡充を目的として工場等の増築又は建替えをすることをいう。

(5) 賃借 特定事業者が市内における事業の拡充を目的として市内で工場等を借りることをいう。

(6) 対象地域 市内の全域をいう。ただし，製造業にあつては，都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は準工業地域に該当する地域をいう。

(7) 企業立地 特定事業者が対象地域において，新設，増設又は賃借することをいう。ただし，

倉庫，資材置場，駐車場その他の工場等の附帯施設のみを設置する場合を除く。

- (8) 貸工場等新設者 特定事業者に賃貸する目的で対象地域において工場等の新築（建替えを含む。第11号及び第5条第1号において同じ。）をした者をいう。
- (9) 貸工場等 貸工場等新設者が特定事業者に賃貸する工場等をいう。
- (10) 事業用地提供者 企業立地に必要な事業用地を特定事業者に売却した者（不動産の売買を業とする者を除く。）をいう。
- (11) 投下固定資産総額 企業立地又は貸工場等の新築に係る費用のうち，土地（第7条第1項の申請をした日（以下「計画申請日」という。）の3年前の日以後に取得したものに限る。），家屋（規則で定める日以後に取得したものに限る。）及び償却資産（規則で定める期間内に取得したものに限る。）の取得費の合計額をいう。
- (12) 新規雇用常用従業員 市内に居住する者で，企業立地に伴い，規則で定める期間内に，雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として，期間の定めのない労働契約により新たに雇用された者をいう。
- (13) 転入常用従業員 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者として，期間の定めのない労働契約により特定事業者に雇用されている者であつて，企業立地に伴い，規則で定める期間内に，市外から市内へ転入した者をいう。
- (14) 特定成長分野事業 第1号アからウまでに掲げる事業のうち，将来的な成長が見込まれる分野の事業として規則で定める事業をいう。

（奨励措置）

第3条 市長は，予算の範囲内において，次の各号に掲げる者に対し，当該各号に定める奨励措置を実施することができる。

- (1) 企業立地を行う特定事業者 次に掲げる奨励金等の交付
 - ア 企業立地奨励金
 - イ 貸工場等賃料補助金
 - ウ 雇用奨励金
 - エ 転入奨励金
 - オ 埋蔵文化財試掘調査補助金
- (2) 貸工場等新設者 次に掲げる奨励金等の交付
 - ア 貸工場等新設奨励金
 - イ 埋蔵文化財試掘調査補助金

(3) 事業用地提供者 事業用地提供奨励金の交付

2 前項各号に規定する奨励金等の額及び奨励金等の交付を受けることができる期間（以下「交付対象期間」という。）は、別表のとおりとする。

3 第1項の規定は、特定事業者が、当該企業立地に係る伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例（平成28年伊丹市条例第8号）第2条第1項の適用を受けている場合その他規則で定める場合は適用しない。

（奨励措置を受けることができる特定事業者の要件）

第4条 前条第1項第1号に定める奨励措置を受けることができる特定事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) その者が企業立地のために負担する投下固定資産総額が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額以上であること。

ア 大企業者（特定事業者のうち、イ及びウで定めるものを除くものをいう。）の場合 5億円（賃借の場合にあっては、1億円）

イ 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号及び第3号に該当する中小企業者のうち、中小企業者として認めることが適当でないものとして規則及びウで定めるものを除くものをいう。）の場合 5,000万円（賃借の場合にあっては、3,000万円）

ウ 小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に該当する小規模企業者のうち、小規模企業者として認めることが適当でないものとして規則で定めるものを除くものをいう。）の場合 3,000万円

(2) 当該企業立地及び当該企業立地に係る事業（以下「対象事業」という。）の実施について関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止のため必要な措置を講じていること。

(3) 国税及び市税を滞納していないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、前条第1項第1号イに掲げる貸工場等賃料補助金の交付を受けようとする場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

ア 次条第2号及び第3号に該当すること。

イ 特定事業者が貸工場等新設者と密接に関連するものとして規則で定めるものでないこと。

（奨励措置を受けることができる貸工場等新設者の要件）

第5条 第3条第1項第2号に定める奨励措置を受けることができる貸工場等新設者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) その者が新築をした貸工場等が第7条第1項の企業立地計画（同条第3項の認定を受けたものに限る。次条第1号において同じ。）に係るものであること。
- (2) 当該貸工場等に係る投下固定資産総額が3,000万円以上であること。
- (3) 当該貸工場等の竣工の日が計画申請日の2年前の日以後であること。
- (4) 当該貸工場等において、現に特定事業者が対象事業を開始していること。
- (5) 当該貸工場等を賃借する特定事業者と密接に関連するものとして規則で定めるものでないこと。
- (6) 当該貸工場等の建設について関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止のため必要な措置を講じていること。
- (7) 国税及び市税を滞納していないこと。

（奨励措置を受けることができる事業用地提供者の要件）

第6条 第3条第1項第3号に定める奨励措置を受けることができる事業用地提供者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) その者が売却した事業用地が次条第1項の企業立地計画に係るものであること。
- (2) 当該事業用地の特定事業者への所有権の移転の日が計画申請日の3年前の日以後であること。
- (3) 当該事業用地の売買契約において、買戻し特約等特定事業者の事業の継続に支障が生じる条件が付されていないこと。
- (4) 当該事業用地において、現に特定事業者が対象事業を開始していること。
- (5) 当該事業用地を購入する特定事業者と密接に関連するものとして規則で定めるものでないこと。
- (6) 国税及び市税を滞納していないこと。

（企業立地計画の認定）

第7条 第3条第1項第1号に定める奨励措置を受けようとする特定事業者は、企業立地に係る計画（以下「企業立地計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより市長に申請して、その認定を受けなければならない。

2 企業立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象事業の内容
- (2) 企業立地の内容及び実施時期
- (3) 企業立地に係る工場等の用地、建物及び設備に関する事項
- (4) 特定事業者の概要

(5) 企業立地に係る従業員の雇用に関する事項

(6) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、提出された企業立地計画の内容が第4条第1号、第2号及び第4号ア並びに次の各号のいずれにも適合するものであると認める場合において、当該申請をした特定事業者が同条第3号及び第4号イに該当するときは、当該企業立地計画の認定をするものとする。

(1) 地域経済の発展に寄与するものであること。

(2) 特定事業者の経営状況に照らして適切であること。

4 市長は、前項各号の要件の適合の認定については、第17条第1項に規定する審査会の意見を聴くものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、第3項の認定に際し、条件を付することができる。

6 第3項の認定を受けた特定事業者は、規則で定める期限までに対象事業を開始しなければならない。

(企業立地計画の変更)

第8条 特定事業者は、対象事業を開始する日までの間に、前条第3項の認定を受けた企業立地計画の変更（規則で定める軽易な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請して、その認定を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の企業立地計画の変更の認定について準用する。この場合において、同条第4項中「前項各号の要件の適合の認定については」とあるのは、「変更の認定について必要があると認めるときは」と読み替える。

(奨励金等の交付の申請)

第9条 第3条第1項各号に定める奨励金等の交付を受けようとする者は、対象事業の開始の日以後に、規則で定めるところにより、市長に交付の申請をしなければならない。

(奨励金等の交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。

(奨励金等の請求)

第11条 前条の規定により奨励金等の交付の決定を受けた者は、規則で定めるところにより、市長に当該奨励金等の請求を行うものとする。

(届出)

第12条 特定事業者は、次に掲げるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 企業立地に係る工事に着手したとき。
- (2) 対象事業を開始したとき。
- (3) 対象事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするとき。

(認定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、企業立地計画の認定を取り消し、又は奨励金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条から第6条までに規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 企業立地計画に従った企業立地の実施がなされていないとき又は正当な理由なく第7条第6項に規定する期限までに対象事業を開始しなかったとき。
- (3) 対象事業が廃止され、又は正当な理由なく長期にわたり休止されたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により企業立地計画の認定又は奨励金等の交付の決定を受けたとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他市長が奨励措置を実施することが不相当と認めるとき。

(奨励金等の返還)

第14条 市長は、前条の規定により奨励金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金等が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(承継)

第15条 合併、分割、相続、譲渡等により第7条第3項の認定に係る企業立地又は対象事業を承継した者、貸工場等の所有権を取得した者及び事業用地提供者の地位を承継した者は、当該企業立地又は対象事業が継続される場合に限り、市長の承認を得て、それらの権利義務を承継することができる。

(特定事業者の責務)

第16条 特定事業者は、企業立地に係る工場等において従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めなければならない。

- 2 特定事業者は、対象事業を開始した日から少なくとも10年を経過する日までの間、当該事業を継続するよう努めなければならない。
- 3 特定事業者は、市が行う地域経済の発展に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(伊丹市企業立地計画審査会)

第17条 企業立地計画の認定に関する事項について調査審議させるため、伊丹市企業立地計画審

査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員6人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 商工関係団体を代表する者
 - (3) 金融機関の職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（報告及び調査）

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し報告を求め、又は当該職員を工場等に立ち入らせ調査させることができる。

- 2 前項の規定により工場等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第4条第5号及び第5条第4号の規定にかかわらず、この条例の規定は、この条例の施行の日前に竣工された貸工場等については、適用しない。
- 3 第6条第2号の規定にかかわらず、この条例の規定は、この条例の施行の日前に売買により特定事業者が所有権が移転した事業用地については、適用しない。

（見直し）

- 4 市長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

付 則（平成21年7月6日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月27日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年6月30日条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊丹市企業立地支援条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第7条第1項の規定による企業立地計画の認定の申請をする特定事業者並びに当該企業立地計画に係る貸工場等新設者及び事業用地提供者について適用し、同日前にこの条例による改正前の伊丹市企業立地支援条例第7条第1項の規定による企業立地計画の認定の申請をした特定事業者並びに当該企業立地計画に係る貸工場等新設者及び事業用地提供者については、なお従前の例による。

別表

区分	奨励金等の種類	奨励金等の額	交付対象期間
特定事業者	企業立地奨励金	1の年度において特定事業者が納付した次に掲げる固定資産税又は都市計画税の税額の合計額の2分の1に相当する額（交付対象期間中において1億円を限度とする。） (1) 企業立地に係る土地（計画申請日の3年前の日以後に取得したものに限り、増設による企業立地にあつては増設のため新たに取得した土地に限る。）に係る固定資産税額及び都市計画税額 (2) 企業立地に係る家屋（規則で定める日以後に取得したものに限り。）に係る固定資産税額及び都市計画税額	土地、家屋、償却資産の区分に応じ、対象事業を開始した日以後最初に左欄に掲げる固定資産税又は都市計画税が課される年度からそれぞれ3年度（特定成長分野事業にあつては、5年度）間

		(3) 企業立地のため取得した償却資産（規則で定める期間内に取得したものに限り。）に係る固定資産税額	
貸工場等賃料補助金	1月につき、特定事業者が支払った貸工場等に係る賃料の月額額の2分の1に相当する額（10万円を限度とする。）	対象事業を開始した日の属する月から36箇月間（特定成長分野事業にあっては、60箇月間）	
雇用奨励金	新規雇用常用従業員（対象事業の開始の日から1年以上継続して対象事業に従事した者に限り。）の数に20万円（女性であって、規則で定める特定事業者において従事する者は、30万円）を乗じて得た額（1,000万円を限度とする。）	—	
転入奨励金	転入常用従業員（対象事業の開始の日から1年以上継続して市内に居住し、対象事業に従事した者に限り。）の属する世帯の数に10万円を乗じて得た額（1,000万円を限度とする。）	—	
埋蔵文化財試掘調査補助金	特定事業者が企業立地に係る土地について行った埋蔵文化財試掘調査に要した経費の2分の1に相当する額（50万円を限度とする。）	—	
貸工場等新設者	貸工場等新設奨励金 1の年度において貸工場等新設者が納付した次に掲げる固定資産税又は都市計画税の税額の合計額の2分の1に相当する額。ただし、1の貸工場等を2以上の者に賃貸する場合には、当該貸工場等のうち1の特定事業者に賃貸する部分の割合に応じて規則で定めるところにより算定した額とする。	土地、家屋、償却資産の区分に応じ、対象事業の開始の日以後最初に左欄に掲げる固定資産税又は都市計画税が課される年度からそれぞれ2年度間	

		<p>(1) 企業立地に係る貸工場等の敷地である土地（計画申請日の3年前の日以後に取得したものに限る。）及び家屋（規則で定める日以後に取得したものに限る。）に係る固定資産税額及び都市計画税額</p> <p>(2) 企業立地に係る貸工場等について取得した償却資産（規則で定める期間内に取得したものに限る。）に係る固定資産税額</p>	
	埋蔵文化財試掘調査補助金	貸工場等新設者が企業立地に係る土地について行った埋蔵文化財試掘調査に要した経費の2分の1に相当する額（50万円を限度とする。）	
事業用地提供者	事業用地提供奨励金	売却した事業用地について、その所有権が特定事業者に移転した日の属する年の1月1日に賦課された事業用地提供者に係る固定資産税及び都市計画税の税額の合計額に相当する額（2,000万円を限度とする。）	

備考 奨励金等の額を算定する場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。